

## 公益財団法人高知県スポーツ協会

### 「競技力向上・普及活動に向けた動画配信」事業委託業務公募型プロポーザル募集要領

#### 1 事業の概要

##### (1) 事業名

競技力向上・普及活動に向けた動画配信事業

##### (2) 事業の目的

第3期高知県スポーツ推進計画に基づき、より多くの県民がスポーツを「知る・触れる・する」ことに繋げるため、デジタルを活用した動画配信を行い、スポーツへの関心の高まりによるスポーツ参加者の拡大を図る。また、県内競技団体が国民スポーツ大会第45回四国ブロック大会の動画データを分析・活用し、国民スポーツ大会佐賀大会を含めた各種全国大会等で活躍できる県内競技者の競技力の向上及び、指導者の資質・指導力の向上を図る。

##### (3) 事業内容

国民スポーツ大会第45回四国ブロック大会の試合動画配信  
(LIVE配信、アーカイブ配信)

##### (4) 履行期間

契約締結日から令和6年12月31日まで

#### 2 見積限度額

2,601千円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

#### 3 審査委員会の設置

別途定める「公益財団法人高知県スポーツ協会『競技力向上・普及活動に向けた動画配信』事業委託業務プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置します。

#### 4 契約の相手方の決定方法

(1) 提出された企画提案書と企画提案者(以下「参加者」という。)のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者(以下「候補者」という。)と次点者を選定します。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。選定後には、候補者と公益財団法人高知県スポーツ協会は、企画提案

の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整(以下「交渉」という。)を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。審査結果通知の日から起算して3日以内(土、日、祝日を除く。)に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて公益財団法人高知県スポーツ協会と交渉を行うこととなります。

## 5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

- (1) 高知県における「令和6年度から令和8年度競争入札参加資格者登録名簿(物品購入等関係)」に登録されている(もしくは契約締結時までに登録が予定されている)者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
- (3) 高知県内に主たる本社(又は本店)もしくは主たる営業所(又は支店)を置く者であること
- (4) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること
- (5) 高知県から「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと
- (7) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと

## 6 質疑と回答

質疑は令和6年5月2日(木)午後3時までに質疑書(様式1)により持参、又は郵送(書留郵便、又は配達証明に限る。)もしくはFAX、電子メールで受け付けます。FAXと電子メールによる場合は、電話により着信を確認してください。

質疑と回答の内容は令和6年5月8日(水)までにホームページに掲載します。

## 7 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルの参加を予定している者から、参加申込書(様式2-1)に資格要件の確認書類を添えて申込を受け付けます。申込に当たって提出される書類を次表に示します。

[提出書類、様式及び提出部数等]

様式 番号	提出書類の名称	規格	提出部数
2-1	参加申込書	A4・縦	正本1部
3	企業等概要書	A4・縦	正本1部
—	競争入札資格者登録名簿の該当部分を出力したもの	A4・縦	1部
—	(共同企業体の場合)共同企業体協定書		写1部

(1) 参加申込書(様式2-1)

① 提出方法

持参、又は郵送(書留郵便、又は配達証明に限る。)

② 提出期限

令和6年5月13日(月)午後3時(必着)

③ 提出先

〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7番52号

公益財団法人高知県スポーツ協会 担当:清遠・別役・影山

TEL : 088-873-6263

(2) 資格要件の確認

公益財団法人高知県スポーツ協会において申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。

申込者の資格要件の確認後、確認結果を令和6年5月16日(木)までに申込者へ電子メールにて通知します。

(3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

① 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。

通知を受けた者は、5月17日(金)までに、書面により、公益財団法人高知県スポーツ協会に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求められます。

② 公益財団法人高知県スポーツ協会は説明を求められたときは、5月22日(水)までに書面により回答します。

8 企画提案書の作成

別途定める「公益財団法人高知県スポーツ協会『競技力向上・普及活動に向けた動画配信』事業委託業務公募型プロポーザル企画提案書作成要領」のとおり。

## 9 審査

別途定める「公益財団法人高知県スポーツ協会『競技力向上・普及活動に向けた動画配信』事業委託業務公募型プロポーザル審査要領」のとおり。

## 10 審査結果

審査結果は、令和6年5月31日(金)までに、全ての参加者に電子メール及び文書で通知します。なお、審査結果は公益財団法人高知県スポーツ協会情報公開規程に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

## 11 日程(予定)

令和6年4月30日(火)	募集開始
令和6年5月2日(木)	午後3時 質疑書提出〆切
令和6年5月8日(水)	質疑書回答〆切
令和6年5月13日(月)	午後3時 参加申込書及び資格確認書類提出〆切
令和6年5月16日(木)	参加資格結果の通知
令和6年5月23日(木)	正午 企画提案書の提出〆切
令和6年5月30日(木)	審査委員会(プレゼンテーション)
令和6年5月31日(金)	審査結果通知

## 12 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写(事務局内及び審査委員会での使用に限ります。)します。
- (3) 提出された企画提案書は、公益財団法人高知県スポーツ協会情報公開規程に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同規程第3条第3項第3の規定により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を様式4により提出してください。

開示・非開示の判断は様式4に基づき行うものではなく、様式4を参考に、同条例に基づき公益財団法人高知県スポーツ協会が客観的に判断します。

- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

### 13 問合せ先

〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7番 52 号

公益財団法人高知県スポーツ協会 担当:清遠・別役・影山

TEL : 088-873-6263 FAX : 088-873-6269

E-mail : 39pf@kochi-sports.or.jp

### 14 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合、提案者は失格になることがあります。

- ①提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
- ②審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
- ③公益財団法人高知県スポーツ協会職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- ④審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
- ⑤プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- ⑥その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

### 15 その他

- (1) 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式自由)を提出してください。辞退することによって、今後の公益財団法人高知県スポーツ協会との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は参加者の負担とします。
- (3) 契約の相手方は、契約の締結に際し、契約金の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、契約規則第40条の規定により免除された場合又は契約規則第41条第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではありません。